

会議録

会議の名称	令和6年度第2回 西東京市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和6年11月5日（火）午後2時から午後3時35分まで
開催場所	エコプラザ西東京 多目的スペース
出席者	【委員】 山谷委員、一方井委員、植村委員、福田委員、小早川委員、平山委員、澤野委員、海老沢委員、恒成委員、衣川委員、渡部委員、木村委員、田中委員、豊川委員 【事務局】 白井みどり環境部長、西川ごみ減量推進課長、本多清掃係長、加藤ごみ減量係長、山岡ごみ減量係主査、宮前危機管理課災害対策係長
議題	(1) 西東京市地域防災計画の令和6年度修正について (2) 西東京市災害廃棄物処理計画について (3) その他
会議資料の名称	資料1 西東京市地域防災計画 令和6年修正概要 資料2 西東京市地域防災計画の被害想定の変更による西東京市災害廃棄物処理計画への影響について（案）
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会議内容	
（発言内容等） 1 会長から開会の挨拶 2 議題 （1）西東京市地域防災計画の令和6年度修正について （2）西東京市災害廃棄物処理計画について （3）その他	

(委員からの主な意見等)

会 長：皆さんお集まりいただきましたので、ただいまより令和6年度第2回西東京市廃棄物減量等推進審議会を開催します。本日の出席状況については全委員出席となっております。傍聴人については、1人です。

事務局：お手元の令和6年度第1回の会議録（案）について、事前に送付し、委員の皆様にご確認いただき、修正点等を反映したのですが、他にご意見のある委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

委 員：出席委員名が一部異なっています。

会 長：その修正をもって令和6年度第1回会議録として確定してよろしいでしょうか。

(意見なし)

会 長：それでは確定いたします。

議題(1) 西東京市地域防災計画の令和6年度修正について

～ 事務局より配布資料の確認、資料1 西東京市地域防災計画 令和6年修正概要についての説明 ～

事務局：今回の西東京市地域防災計画の修正にあたっては、令和4年5月に東京都が公表した首都直下地震等の東京の被害想定等を反映したものとなっております。これに伴い、西東京市災害廃棄物処理計画に関わる震度6強の地震の想定地域が、前回の28%から74%へ大きく増え、それに伴う火災の増加、木造住宅の密集度の高まり、延焼棟数の計算方法の変更、練馬区からの延焼などの条件が変更となったことで、火災が大きく増加した想定となりました。

後ほど説明があるかと思いますが、この新たな被害想定の中で瓦礫等の災害廃棄物が大幅に増加しております。火災予防はもとより、出火した際に迅速な初期消火を行う体制を整え焼失棟数を減少させることで、もって災害廃棄物の減少に寄与することができるものと考えておりますので、今後は本計画に基づき一層の災害対策を推進してまいります。

会 長：危機管理課からの説明がありました。委員の皆様からご質問、ご意見ございましたらお願いします。

副会長：西東京市の庁舎について、統合されないまま田無第二庁舎もできたが、田無庁舎はかなり古く、現在の耐震基準はクリアしているのでしょうか。また、田無庁舎の敷地に統合して建てる予定はないのでしょうか。

事務局：どこに建てるか、また耐震化については担当部署が対応しています。

会 長：他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

委 員：発災時の体制の見直しにおいて、職員を参集させる基準が震度4から震度5弱に変わりましたが、強い震度5弱の地震の時に職員は参集し、弱い震度4の時は参集しないということになり参集の基準が緩和されたということでしょうか。

会 長：震度3や4の地震は発生の頻度も多く、改正後の基準で問題ないということではないでしょうか。

委 員：火災による建物の焼失の数値が出ていますが、西東京市の中に住宅密集地とかある中で、ここは危ないというのを踏まえて検討し、算出していると思います。地図においてそのようなデータを分布図のような形で出しているのでしょうか。

事務局：木造密集地域については、市に11町丁目ありまして、何町、何丁目がその地域にあたるのかを東京都のホームページで確認することができます。地域危険度判定というものも公表しておりまして、火災の危険度なども東京都にて公表しており、お調べいただければ市内のどの地域が火災に弱いのかなどをご確認いただけます。

委 員：そのページには水害関係についても含まれているのでしょうか。

事務局：水害については、市で作成しているハザードマップをホームページでご確認いただけますので、どの地域が想定の雨量の際にどれくらい浸水するのかというのをご覧いただけます。

会 長：最近いろいろと大きな災害が起こっていますが、危機管理課におかれましては、現地に赴かれるなど、情報収集はどのようにされているのでしょうか。

事務局：今回の能登半島地震では、東京都が輪島市の対口支援と言う形でパートナーとなって支援する団体になり、その東京都からの要請に基づいて、西東京市職員も1月末から5月末にかけて計4回職員を派遣しております。

派遣先では罹災証明書の発行などの業務を支援として行うことが第一なので、なかなか街中の様子を見て回ることは難しかったようですが、実際に発災した際に罹災証明書の発行ひとつをとっても、どのようなことが課題になるのか等、西東京市が発災した際の対応について、派遣される職員には可能な限り情報収集するよう伝えたところです。

また私も2回ほど能登半島の方に行き、1回目は現地の職員の方とお話しさせていただく機会を得たり、また先週は水害後のボランティアとして現地に赴き、実際のボランティアのさばき方など、現地でやってみないとわからないことに触れ、まずは現地のボランティア作業が第一ではありますが、社会福祉協議会のボランティアセンターの運営などの情報収集もさせていただいたところです。

会 長：ごみ減量推進課は、東京都からの要請を受けて今回の能登の震災の支援にはいかれたんですか。

事務局：東京都から募集はありましたが、当市からは参加はしておりません。ただ能登の震災関連については、東京都の主催する研修等に参加し、現地の状況等を把握しております。今後も引き続き情報収集していきたいと思っております。

会 長：近隣で何市か派遣されたと聞きます。東日本大震災の際は行かれたのでしょうか。

事務局：阪神・淡路と東日本の震災時には、収集という形の協力で派遣しています。

会 長：他にご意見ございませんか。ないようでしたら、次の議題に移ります。

議題(2) 西東京市災害廃棄物処理計画について

～ 事務局より配布資料の確認、資料2 西東京市地域防災計画の被害想定の変更による西東京市災害廃棄物処理計画への影響について（案）の説明 ～

会 長：事務局から災害廃棄物処理計画についてご説明いただきました。

この処理計画の一時仮置き場使用面積の推計結果について、コンクリートがらとあります。普段は産業廃棄物なので市の扱いではありませんが、大災害時には処理しなければいけないことになります。民間の産業廃棄物処理業者の協力を得たうえでやらざるを得ず、大変なところもあります。

副会長：今回も能登の震災では、最初は分別して捨てるどころの話ではなく、まず捨てる場所がなく、回収にも来てもらえない。現場はすごく大変だったみたいです。計画における数字も大事ですが、実際に震災が起きた場合には現場に寄り沿うことを加味して、これからの大きな計画に取り入れてほしいです。

また簡易トイレについて、避難所ではトイレが混雑して災害時には足りず、自宅で簡易トイレを使用したり、車を一時的に避難場所にする方もいるかもしれません、色々な場所で使うことになると思います。色々な種類のものが出ていますが、使用方法が中々わからない。防災訓練でも配りはするが、使い方の説明はしてもらえないので、使用方法を一度各自で確認しておく必要があります。家にある簡易トイレの使用方法を一度見直しましょうとかの案内がどこかにあると市民の方もとても助かると思います。こういうことも加味して計画に入れて欲しいです。

事務局：災害廃棄物処理計画の改定における要望として、現場に寄り沿ってとの意見をいただきましたので、令和8年度の改定に向けて東久留米市、清瀬市と連携しながら、その結果の中身について検討してまいりたいと考えております。

事務局：災害時のトイレについての情報提供ですが、来年度までに市内の27小中学校に各校5基ずつマンホールトイレを設置いたします。自宅が倒壊や焼失した方は避難生活になり、避難所となった小中学校でマンホールトイレを使用することになりますが、在宅避難をされている場合でも、お近くの小中学校に行けばマンホールトイレの使用が可能となります。

在宅避難の際にも、何かの衝撃で便器が壊れたりしていなければ、水は流れなくても便器自体は使えると思います。特別な資材をご用意いただくなくても、大きなビニール袋を取り付けて、その中に新聞紙、ペットシート、おむつなどを入れると凝固剤替わりになりますので、そういったものをご活用いただいてトイレとして使用いただくことが可能です。一般的に1日に1人5回程度トイレを使用すると言われていますので、5回分×ご家族の人数を何日分用意するか計算いただければと思

います。また他人では抵抗があるかもしれませんが、家族であれば1回1回処理しなくても2～3回続けた後に処理をすることもできるかと思うので、そのように使用して使用回数を伸ばすなど、通常どおりトイレが使えるまでの期間をどうにかしのごうと考えています。繰り返しになりますが、特別な資材は必要なく、大きなビニール袋と凝固剤的なものをご用意いただければ在宅避難時のトイレ対策も可能となりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

副会長：この会議以外でも、市民の方に何らかの形でPRしていただきたいと思います。マンホールトイレも足りないと思いますので、そのような話をここだけではなくて皆さんに広めていただければ幸いです。

会 長：当計画策定の際にもこの審議会ですらいろいろ意見をお出しいただいたんですけども、仮設の避難所を設けるとして、その中でバキュームカーが必要になるということがありまして、どうやって調達できるのかということの議論になったのですが、このあたりの見通しというのはどのようなのでしょうか。

事務局：災害時のし尿の処理については、地域防災計画改定に伴い被害想定も変わったところですので、市と事業組合の方で連携しながら対応していきたいと考えています。

会 長：大災害発生時には、西東京市も含めて近隣の自治体も困っていますので、もともと足りないバキュームカーをそこから支援を仰いで用立てるということは、なかなか難しいと思いますね。東日本大震災のとき視察に行った際に、仙台市などに新潟市等からバキュームカーで駆けつけたということで、これが一番助かったという話も聞いております。一番足りなくなるのがバキュームカーのようで、そのあたりの配慮が非常に重要かと思います。

委 員：今回、仮置場に必要となる面積が増えたということですが、二次仮置場に関しては、西東京市内で状況において国や都、柳泉園組合、組合構成市との調整を図り、設置場所、収集運搬や管理方法等を含め検討しますと記載されています。一次仮置場も市内に置くということで、公園や学校になるのかと思われますが、西東京市内の一次仮置場について確認します。

また、し尿処理について、バキュームカーはどのくらい必要になるのでしょうか。それと、災害時に収集運搬能力が不足する場合には東京都や協定締結自治体、民間事業者等に協力を求め、確保する流れになりますが、中規模、大規模災害時は他の自治体も応援車両を出すのは非常に難しいと思われます。災害車両として予備車両や移動式トイレカーなどを検討して頂き、市民が安心する施設、し尿の収集処理の万全な態勢をよろしくお願いいたします。

事務局：一次仮置場については、引き続き庁内等で場所についての調整をしていきます。し尿におけるバキュームカーの必要数については、先ほど話がございました簡易トイレの日ごろからの備蓄や、また上水道の耐震化率の上昇等もありますので、それらを確認しながら総合的に調整してまいりたいと考えております。

会 長：私個人の考えとしては、仮置場の候補地については、この公園、このグラウンドというように挙げておいた方がいいと思います。発災の状況に応じてどこになるかはわかりませんが、予め候補地を挙げると反対が出ることへの懸念や、土地の値段に

影響することよりも、緊急対応に向けての予見性をある程度与えておくべきと私は思います。他自治体では実際に候補地をいくつか挙げている計画もあります。この先改定をする際には、このことも踏まえていただきたいと思います。

委 員：災害廃棄物処理計画20ページの過去の浸水害等の一覧表では平成16年の石神井川と白子川の水害が一番大きく、その際の浸水面積が1.5ha、床上浸水が23世帯とありますが、今この状況が生じた場合に対応するためのプラスの対策はされたのでしょうか。

事務局：石神井川については昭和56年から58年頃にかけて、向台運動場、芝久保、南町の遊水池が整備されましたが、この時期を境にして、公表されている都の資料では、市内での石神井川の溢水は現状確認されていません。さらに東京都では青梅街道の地下に武蔵野北高校のあたりまで大きな管状の貯留施設を作る事業を進めており、これが出来上がれば相当量の水を蓄えることができますから、石神井側に関しては溢水の可能性というのはかなり減と考えております。

また市内では地形的な要因や排水能力などによって、一定程度雨が降ると冠水してしまう地域は少なからず存在しますので、これらの地域については徐々に対策を進めております。

委 員：最近では線状降水帯の発生により、今まで水害がなかったような地域でも、仮に西東京市において平成16年の災害の浸水の場合の1.5倍くらいとか、1日で1か月の降水量になるとかの可能性もあります。それを踏まえて想定し、対応ができるかどうかを検討していただきたいと思います。

事務局：どこまでの雨量の対策をするかということですが、ハザードマップの作成においては、想定雨量の設定がどうしても必要になると考えております。水害対策も順次進めておりますが、想定をはるかに超える雨が今各地で降っていて、そのすべてに対応するのは、なかなか難しいことになります。そのようなこともあり、その際にいかに被害を減らせるか、物的な被害はもちろんですが、人的被害が出ないように、早めに対象地域には避難指示を出すとか、避難方法の広報をしていくということで対策を進めているところとなります。

委 員：私は5年程前の北関東豪雨災害で栃木県佐野市にボランティアに行き、野球場やテニスコートなどスポーツ施設への土砂の搬入をしました。土地は相当の広さがあったのですが、それが朝から1日搬入したらほぼ埋まるという感じでした。佐野市の敷地は野球場があり、テニスコートが5、6面あって、他にもバスケットボールができるようなグラウンドなど本当に広がったです。西東京市の一時仮置場について必要とされている面積の調整状況をお聞きしたいです。

事務局：一次仮置場については、引き続き庁内等で場所についての調整を進めているところでございます。

委 員：2点確認したい事項があります。風水害に関してですが、今年も数多くの台風が日本列島に上陸、接近しました。台風接近時のごみの収集についてご質問させていただきます。西東京市のホームページの「台風の日のごみの収集について」の記載内容について、それだけ見るとどんな大型で危険な台風であっても、ごみの収集は中

止しないものだと読み取れます。また、今年8月の台風7号では、日本郵便や各配送業者が安全運行管理の観点から業務の一部を停止または中止したり、公共交通機関が計画運休を行いましたが、自然災害などの非常時には、企業が従業員の安全に配慮した上で出勤、退勤を判断しなければなりません。西東京市のごみ収集は西東京市の責任のもと行われるもので、収集作業員の安全配慮の義務が西東京市にも一定あると思います。西東京市では台風による収集の中止があるのか、あるならどのような基準か、また中止の場合、市民にはどのタイミングで発表されるのでしょうか。

事務局：年々、台風の威力が増している状況もあり、収集員の安全面、またそもそも職場に出勤できるのかという態勢の問題などさまざまあるかと思います。ホームページ上では遅れることがあるという前提での表記ではありますが、台風が接近したときは、市と事業組合で調整しながら、状況によって収集が危険である、安全確保ができない、態勢が取れないということであれば、中止ということをして市民の皆様をお願いすることもあるかと考えます。その基準については、今後、事業組合との調整や、他の自治体の事例も踏まえながら考えてまいります。

委員：以前災害時避難場所の周知の方法について事務局にお伺いしましたが、その際は危機管理課に確認をしないと分からないという回答でした。先ほど危機管理課より話のあったとおりハザードマップに避難場所の掲載はあります。ただ、それは常日頃に見るようなものではなく、どこかにしまったりしていざ災害時になったら冷静な判断でそれを見つけることが難しく、どこに避難すればいいのかわからない、ということになると思います。そこで皆さん毎日見るごみ収集カレンダーに、1番から8番までの収集地域ごとにそれぞれの災害時避難場所を載せ、どこに避難すればいいのか、さらに仮置場はどこかということも載せれば、慌てず落ち着いて行動できます。他にも災害時の対応なども載せて、若い方から高齢者まで分かりやすく周知していただくよう前向きに考えていただければ、と思います。

事務局：災害時の情報発信、備えの周知についてですが、カレンダーに掲載というご意見をいただきました。カレンダー以外にもホームページ、SNS等での発信も含め検討してまいります。

委員：災害時はインターネット、Wi-Fi等の通信が使えない状況も想定され、カレンダー等の毎日見る紙媒体への記載が有効と考えますので、よろしくお願いします。

会長：電子通信は割と脆弱で、LINEも電子通信を利用している。もし電子通信やインターネットが遮断されたら、最終的には広報車で周知して回るということぐらいしかできないのでしょうか。

副会長：防災行政無線は使えるのでしょうか。

会長：防災行政無線というくらいなので、かなり災害に強いものではないでしょうか。

事務局：普段は通電して使用しますが、もちろん停電を想定しておりますのでバッテリーを備えています。防災行政無線を発信する防災センターも、72時間電力が供給できる体制になっております。防災行政無線に関しては、聞こえづらいとか、逆にお近く

の方はうるさいとか、いろいろご意見をいただいておりますが、発災時にはいろいろな情報を提供することを想定しておりますので、聞いていただいて情報を得ていただければと思います。また、防災行政無線の戸別受信機を無料で配布しております。これは外のスピーカーから流れてくる防災行政無線が聞こえづらいものが、家の中で聞けるという機器となります。ご興味のある方は危機管理課又は田無庁舎の高齢者支援課、障害福祉課等で配っておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

委員：市民としての意見なのですが、先ほど台風や大雨警報が出た際の話で、安全確保はされているということですが、そこまで至れり尽くせりにごみ収集をする必要はないと思いました。ホームページが「台風の日も遅れることはありますが通常収集します。」のような書き方なので、しなきゃいけないというような義務感みたいなものがあるのかもしれませんが。しかし台風のときにどれだけごみを出す人がいるかと考えたときに、危険を犯して収集することの費用対効果というか、いつもより少量の収集のために大変な思いをするのはすごく非効率ですし、台風の場合は1日休むような安全確保や効率性を考えてもいいと思うんです。市のサービスとしては市民の方からのクレーム等に気を遣っているところもあると思いますが、そういう点は改善されてもいいと思いました。

次に今日のテーマの災害廃棄物について、先ほど話に出た佐野市に比べて西東京市は人口も多く、私たちは廃棄物減量等推進審議会の委員の立場として、とんでもない量の災害廃棄物が出てしまうというイメージをまず持つ必要があります、そうなれば仮置場には置き切れないだろうという自覚を持つ。その上で無駄なごみを持ち込まないで済むようなライフスタイルを発信していく必要があるという認識する。また、市や個人ではない規模の政治的な話になってしまいますが、ホームセンター等の安く買える家電や、色々なものが気軽にどんどん買える時代ですが、災害が来た場合、こういったものがごみになってその後どのように処理されていくのか、必要以上にもものを作ることはやめたほうがいいという、そういったことにも繋がるというのを今日改めて思いました。西東京市で、例えば新しい大型店舗、工場等を誘致するというようなことがあった場合、災害になった際に廃棄物が出ることまでも頭に入れ、本当にそれらが必要なのか検討し、また市民一人一人においても、例えば台風時に軽はずみにゴミ収集しますとか、石神井川が氾濫して廃棄物が全部海に流れてってしまうとか、そういうのはよくないのでごみを減らそうと意識付けをしてもらうことが大事と思ったので、今日この審議会の場で皆さんと再確認する必要があると思いました。

会長：先日、台風が台湾に上陸した際にトラックが風で横転してましたね。そういうときは無理をしないで、中止するという事でいいと思います。

委員：そのように思っただけだと非常にうれしいです。経験上ですが、車が横転するレベルの台風は今まで来たことがなく、台風時よりは雪積時の方が厳しい経験をしたことがあります。例えば天候状況で収集が遅れるという周知が当日午後にあると、後出しが増える傾向があり困るので、いずれにしても出すのであれば時間通り出してほしいですが、雪の日はなるべく減らしてほしいです。

議題(3) その他

事務局：本日の会議録につきましては、後日皆様へ（案）をお送りいたしますので、修正点がございましたら、事務局までお願いいたします。次回の審議会での承認後、正式な会議録として公表いたしますので、よろしくお願いいたします。次回の審議会につきましては、2月を予定しております。その他につきましては、以上です。

会 長：他に意見はありますか。

委 員：私ども社会福祉協議会のほっとネットステーションという窓口で、市民の方がどこに相談したらよいかわからないときの無料相談窓口を設けていますが、最近あったごみについての相談になります。アパートの1階がごみ屋敷になっており、その入居者の方は普通に暮らしていますが、ごみが山積みになり家からはみ出し、ベランダ、玄関も開いたまま閉まらないというお宅があります。ごみ屋敷で相談を受けているケースは市内に何件もあり、入居者さん自身が困っていれば社会福祉協議会で状況に応じた業者やボランティアを紹介したり、またご高齢であれば包括支援センターとかで関われるのですが、今回の入居者さんは不動産会社の話では困っておらず、ごみの中で普通に生活しています。ご近所の方は、放火の心配や、匂い、ネズミ、虫などに困っている状態が続いており、私たちも考えはするものの中々案が浮かばず、この場で情報共有させていただき、解決の糸口になるようなアドバイスがあればいただければと思います。

会 長：委員の中で、推進員をされている方がいらっしゃいますが、お気づきの点等ありますでしょうか。

副会長：推進員よりも民生委員の地区の集まりが月に一度あるので、ごみ屋敷のような話ならその場で出ると思います。

委 員：この件は民生委員から入った相談で、民生委員も把握しつつ、どうしたらいいかという状況が続いています。地域の方として何とか考えていくのは大事な視点だな、と思います。ありがとうございます。

委 員：ごみのことはとてもデリケートな問題で、簡単に立ち入れないっていう思いが常々あり、カラスに荒らされたごみでも、放っておくとさらに荒れるので片付けはしますが、後ろめたい気持ちになります。この件もご本人が嫌でないのであれば、ますます外部からは立ち入れないし、推進員の立場でも難しいと思います。

委 員：アパートであれば、その隣室や上の階への迷惑のみならず、入居者が入らずにオーナーの経営に及ぼす影響もあり、本人がいいと言うからいいというだけの問題ではない。立ち入れないからどうしようか、というような状況ではもはやなく、弁護士に入ってもらい退去勧告とか強制立入の法的措置も辞さないと思います。そういう方は、そこまでされてようやく動かないといけないことがわかるまで何もしないと思うので、一步踏み込んで対応するのはいいと思う。またオーナーやアパートの住民が健康被害などの不利益を実際に受けているのかを確認されるのもいいかと思いました。

会 長：ごみ減量推進課にこのようなごみ屋敷の相談は増えてきているのでしょうか。

事務局：包括支援センターで受け付けたという話は来たことがありますが、今回の相談のような状況までではありません。指定袋に分別さえされていれば、当課では収集するスタンスです。

会 長：事務局の説明もありましたけれども、ご家庭への働きかけも含めて行政も協力して対応していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。
本日の審議会はこれで終了いたします。